



# 洞爺湖町妊婦のための支援給付のご案内

洞爺湖町では、すべての妊婦さんが安心して出産・子育てができるよう、給付金を支給する「妊婦のための支援給付」と節目ごとに保健師が相談に応じ、必要な支援につなげる「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。

## ◆対象者

**妊娠している方** ※ここでの妊娠は「医療機関により胎児心拍が確認できたこと」をさします。  
 ※胎児心拍確認後の流産、死産及び人工妊娠中絶された方も対象になります。

## ◆支給額

1回目	妊婦給付認定後	5万円
2回目	胎児の数の届出後	妊娠しているこどもの人数×5万円

## ◆申請に必要なもの

- ①通帳（妊産婦さんご本人名義）など口座番号のわかるものの写し
- ②マイナンバーカード

## ◆給付金の受け取り方法

申請後、指定された口座に給付金を振り込みます。



## ◆申請の流れ

### 妊娠届出時

#### ①妊娠届出書の提出

医療機関から発行された届出書を提出してください。

\*町独自の様式：妊婦給付認定申請書は不要です

\*それ以外の様式：妊婦給付認定申請書が必要です

#### ②保健師との面談

出産までの見通しなどを一緒に確認します。



妊婦支援給付金  
（1回目）  
**5万円**

### 妊娠7～8ヶ月頃

#### ①アンケートの実施

妊娠7ヶ月頃にアンケートを郵送します。

#### ②保健師との面談（希望者）

出産時、産後の支援・手続きを一緒に確認します。

### 新生児訪問時

#### ①保健師の訪問

事前連絡のうえ、保健師が訪問し、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続き、利用できる支援サービスなどを一緒に確認します。

#### ②胎児の数の届出書の提出

新生児訪問時に記入していただきます。



妊婦支援給付金  
（2回目）  
こども1人あたり  
**5万円**

※胎児の数の届出は原則新生児訪問時としていますが、出産予定日の8週間前の日から申請が可能ですので、必要な方は下記でご相談ください。

【お問い合わせ先】洞爺湖町役場 子育て支援課 Tel.0142-82-7100

8:45～17:30（土日祝日、年末年始を除く）